

## 議案第52号

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の  
人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の  
一部を改正する条例の制定について

令和7年3月14日(金)

福祉部障害福祉課

## 1 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)」により、「栄養士法(昭和22年法律第245号)」が改正され、これまで管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったが、令和7年4月1日からは、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要となったことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となった。

これに伴い、国が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等が一部改正され、令和7年4月1日より施行されることに伴い、市条例の一部を改正しようとするもの。

## 2 改正内容

市条例において、児童発達支援センターに配置するべき職員のうち、「**栄養士**」について、**栄養士免許を有さない管理栄養士によっても要件を満たせるよう、「栄養士又は管理栄養士」に改正しようとするもの。**

### 3 改正部分の抜粋

現行	改正後
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第8条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士_____を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。	第8条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。
(1)及び(2) (略)	(1)及び(2) (略)
(3) 栄養士_____ 1以上	(3) 栄養士又は管理栄養士 1以上
(4)及び(5) (略)	(4)及び(5) (略)
2から5まで (略)	2から5まで (略)
6 第1項(第1号を除く。)、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士_____及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	6 第1項(第1号を除く。)、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士又は管理栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

### 4 施行期日 令和7年4月1日